

平成26年7月9日

保護者 様

春日井市立柏原中学校長
毛 利 公

台風8号の接近に伴う対応について（お知らせ）

盛夏の候、保護者の皆様には益々ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃は本校の教育活動に多大なるご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、台風8号の接近に際しまして、以下のように対応させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。**なお、給食中止の連絡があった場合は、再度連絡いたします。**

記

1 7月10日（木）、11日（金）の授業および給食について

愛知県または愛知県西部地方（尾張東部）に「暴風警報」が発令され、なおかつ春日井市でも同様の警報がでているとき

- (1) 午前7時までに警報が解除された場合 ⇒ 平常通り（給食も通常通りです）
- (2) 午前11時までに警報が解除された場合 ⇒ 5時間目から授業開始（家で昼食）
- (3) 午前11時を過ぎても、警報が解除されないとき ⇒ 当日の授業を中止

※ 「特別警報」が午前7時の段階で発令されている場合、当日の授業は中止です。

2 7月12日（土）、13日（日）の市大会および部活動について

1と同様に愛知県または愛知県西部地方（尾張東部）に「暴風警報」が発令され、なおかつ春日井市でも同様の警報がでているとき

- (1) 午前7時までに警報が解除された場合 ⇒ 大会については顧問より連絡
部活動は平常通り可
- (2) 午前11時までに警報が解除された場合 ⇒ 大会は中止・延期（顧問より連絡）
午後から部活動可（家で昼食）
- (3) 午前11時を過ぎても警報が解除されないとき ⇒ 大会中止・延期（顧問より連絡）
当日の部活動は中止

※ 「特別警報」が午前7時の段階で発令されている場合、市大会・部活動は中止です。

3 授業中や部活動中に「暴風警報」が発令された場合について

- (1) 授業や部活動を中止し、安全を確認して速やかに下校させます。
- (2) 通学路の通行が危険であると判断したときや生徒の帰宅が困難と認めた場合には、校内の安全な場所に集めて待機させます。

4 授業中や部活動中に「特別警報」が発令された場合について

- (1) 授業や部活動を中止し、校内の安全な場所で待機させます。
- (2) 「特別警報」解除後、安全の確認ができた場合、お知らせする時間に、教師引率のもと、集団で下校させます。

5 その他

- なお上記、解除の場合でも、通学路が冠水等で通行不能や危険な状態になった場合は、ご家庭で判断していただき、登校可能になるまで登校を見合わせてください。
- 学校ホームページや緊急メールでも台風等の情報を発信いたしますので、よろしくお願いいたします。